

長野県庁舎広告マット審査会設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県庁舎広告マット設置要綱第12条に規定する広告審査を行う審査会の設置、運営に関して必要となる事項について定めるものとする。

(構成員等)

第2条 審査会の委員長は財産活用課長を、委員は財産活用課の補佐及び係長の職にあるものをもって充てる。

ただし、委員長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。

2 委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催等)

第3条 審査会は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5 前項に定めるほか、委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

附 則

この要領は、平成29年1月10日から施行する。